

平成 30 年度
事業計画書及び収支予算書

平成 30 年 2 月 19 日開催
第 3 回理事会承認事項

公益社団法人 九州海事広報協会

平成30年度 事業計画

当協会の目的である「九州・山口地区において、海の恩恵を始めとする海事思想の普及宣伝に努め、海事知識の啓発を図るとともに、あわせて海事産業の発展を期することにより、平和を希求する海洋国家日本の経済社会の維持発展と国民生活の安定向上に寄与する」ことを目指し、次のとおり事業を実施します。

平成30年度の当協会の海事広報活動は、公益目的事業として、海の教室、「海の日」・「海の月間」関連行事広報、中学生海の絵画コンクール、海事知識の啓発事業を、公益財団法人日本海事広報協会・一般財団法人日本モーターボート競走会などの関連機関と連携し実施するほか、その他の事業（相互扶助等事業）として、海事関係の各種団体と連携し、海事知識啓発資料やパンフレット・海事広報宣伝物の配布などの海事広報活動を行います。

I 公益目的事業

1. 体験活動等（公益目的事業の事業区分4）

(1) 海の教室 ～船との出会い事業～

四面環海で海からの恵みを受け、国民生活の基盤を海外との貿易・海上輸送に依存している我が国では、海運・造船・港湾などの海洋産業の果たすべき役割が極めて重要であり、青少年や一般市民のみなさんに海事産業の重要性を理解してもらい、海に対する関心を高めてもらうことが必要不可欠です。

このため、青少年や一般市民のみなさんを対象として、海事関係の各種団体と連携し、船舶・港湾・倉庫・造船所などの海事関係施設の見学会や各種船舶の体験乗船会を開催し、特に若い世代の海への理解を深めるとともに、教育現場の理解を得るため、公益財団法人日本海事広報協会からの委託事業「船との出会い事業」と連携した海事産業の業務を学ぶ体験学習会として「海の教室」を九州運輸局との共催により開催します。

2. キャンペーン、海の月間（公益目的事業の事業区分8）

(1) 「海の日」・「海の月間」関連行事広報

平成30年の「海の日」を迎えるにあたり、「海の日」の意義が国民各層に深く理解され、定着するよう7月の「海の月間」関連行事を広く一般市民に広報します。

公益財団法人日本海事広報協会からの受託事業と連携して「海の日」「海の月間」関連行事広報を推進するため、海事関係機関、団体等と協力し、事業の効果的な推進を図り、広く一般市民に海に関する関心を深めてもらい、国民の祝日「海の日」の意義（海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日）を理解してもらうため、周知広報活動を積極的に展開します。

(2) 「海の日」における海事功労者の表彰式典

平成30年「海の日」を迎えるにあたり、九州運輸局、運輸支局、海事事務所管

轄各地において行われる海事関係功労者の表彰式典に協力します。

3. 表彰、コンクール（公益目的事業の区分14）

(1) 第55回中学生海の絵画コンクール

わが国は海からの恵みを受け、国民生活の安定向上と産業活動の維持発展の基盤を海外貿易と海上輸送に依存する四面環海の国であり、海運・造船・港湾などの海事産業の働きは極めて重要です。

このため、次代を担う九州及び山口各地の中学校の皆さんから「海の絵画」を募集することによって、海事に関する関心を高めるとともに海事知識の啓発に寄与することを目的に、九州運輸局、北九州市教育委員会の後援を得て「中学生海の絵画コンクール」を開催します。

応募作品は審査会で入選作品40点を決定し表彰するとともに、入賞作品を当協会機関紙「九州海事広報協会会報」及び「ホームページ」に掲載するとともに、旧門司税関において展示します。

4. 上記の事業区分に該当しない事業（公益目的事業の事業区分18）

(1) 海事知識の普及事業

海事知識の啓発、向上を図るため「海の日」・「海の月間」関連行事やボートレース場等で行われている各種イベント会場などを活用して、小中学生を中心とした児童向けの海事知識普及のための資料や海の日グッズの配布などを行います。また、一般財団法人日本モーターボート競走会からの受託事業と連携して、海事知識の啓発普及事業を行います。

II. その他事業（相互扶助等の事業）

1. 他団体との連携事業と海事広報宣伝物等の発行配布

海事関係の各種団体と積極的に連携し、次の行事の共催・協賛・後援等を行う。

- (1) 各地区の海事関係団体が実施する「海の日」・「海の月間」行事等
- (2) 海の日記念式典、海上祈願祭
- (3) その他海事広報活動等

また、公益財団法人日本海事広報協会をはじめとする、海事関係団体等で作成されたDVDやパンフレットなどの海事知識普及資料を各種イベント開催の機会などを活用して配布するとともに、会員の皆様と関係機関等に対し「九州海事広報協会会報」を年2回作成配布し、公益財団法人日本海事広報協会発行の新聞「海上の友」等の有料配布を行います。

平成 30 年度収支予算書

(1) 収支 (損益) 予算書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A-B)	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	4,400,000	4,430,000	-30,000	
正会員	3,830,000	3,810,000	20,000	
賛助会員	670,000	620,000	-50,000	
事業収益	7,503,000	7,503,000	0	
受託事業収益	7,503,000	7,503,000	0	5階建設用新ナボ建設
受取負担金	20,000	20,000	0	
受取負担金	20,000	20,000	0	
雑収益	47,000	1,000	46,000	
受取利息	1,000	1,000	0	
雑収益	46,000	0	46,000	海上の友事務手数料
経常収益計	11,970,000	11,954,000	16,000	
(2) 経常費用				
事業費	10,783,600	11,031,000	-247,400	
制作費	151,000	161,000	-10,000	
イベント開催費	2,690,000	2,670,000	20,000	
広報宣伝物費	66,200	79,000	-12,800	
事務管理費	68,000	68,000	0	
表彰費	45,000	52,000	-7,000	
審査費	30,000	30,000	0	
謝礼金	20,000	20,000	0	
臨時嘱託料	0	0	0	
給料手当	5,128,000	5,088,000	40,000	
臨時雇賃金	45,000	45,000	0	賞状書代等
退職給付費用(引当金繰入)	176,000	176,000	0	
福利厚生費	568,000	572,800	-4,800	
会議費	7,000	8,000	-1,000	
旅費交通費	128,000	128,000	0	
通信運搬費	235,600	251,000	-15,400	
消耗品費	48,000	22,400	25,600	
印刷製本費	30,000	56,000	-26,000	
光熱水料費	52,000	92,000	-40,000	
賃借料	1,287,800	1,505,800	-218,000	
雑費	8,000	6,000	2,000	
管理費	1,217,400	1,253,000	-35,600	
広報宣伝物費	800	400	-3,200	
給料手当	332,000	322,000	10,000	
退職給付費用(引当金繰入)	44,000	44,000	0	
福利厚生費	142,000	143,200	-1,200	
会議費	250,000	230,000	20,000	総会・理事会等
旅費交通費	13,000	13,000	0	
通信運搬費	34,400	37,000	-2,600	
消耗品費	12,000	5,600	6,400	
印刷製本費	100,000	100,000	0	
光熱水料費	13,000	23,000	-10,000	
賃借料	160,200	215,200	-55,000	
図書費	0	0	0	
交際費	0	0	0	
支払助成金	0	0	0	
支払負担金	90,000	90,000	0	
雑費	26,000	26,000	0	
経常費用計	12,001,000	12,284,000	-283,000	
当期経常増減額	-31,000	-330,000	299,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	185,000	0	185,000	返還敷金
経常外収益計	185,000	0	185,000	
(2) 経常外費用	335,000	0	335,000	敷金戻入、事務所移転費
経常外費用計	335,000	0	335,000	
当期経常外増減額	-150,000	0	-150,000	
当期一般正味財産増減額	-181,000	-330,000	149,000	
一般正味財産期首残高	674,694	585,748	-11,054	
一般正味財産期末残高	393,694	255,748	137,946	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	393,694	255,748	137,946	

(注) 収支予算書は公益法人会計基準の範囲から除かれているが、公益社団法人については、作成及び保存が義務付けられており、損益計算ベースで作成する必要がある。